（事業活動計算書の構成）

第二十二条　前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

2　前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。

3　事業活動計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

4　前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5　事業活動計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。

6　前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。

（事業活動計算書の種類及び様式）

第二十三条　法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。

2　事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3　拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4　第一項から前項までの様式は第二号第一様式から第四様式までのとおりとする。

（事業活動計算書の勘定科目）

第二十四条　事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第二のとおりとする。

第四節　貸借対照表

（貸借対照表の内容）

第二十五条　貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

（貸借対照表の区分）

第二十六条　貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

2　純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

（貸借対照表の種類及び様式）

第二十七条　法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。

2　貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3　拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4　第一項から前項までの様式は、第三号第一様式から第四様式までのとおりとする。

（貸借対照表の勘定科目）

第二十八条　貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。

第五節　計算書類の注記

第二十九条　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二　資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三　重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四　法人で採用する退職給付制度

五　法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分

六　基本財産の増減の内容及び金額

七　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

八　担保に供している資産に関する事項

九　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

十　債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

十一　満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

十二　関連当事者との取引の内容に関する事項

十三　重要な偶発債務

十四　重要な後発事象

十五　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2　前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一　当該社会福祉法人の役員及びその近親者

二　前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

3　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

第六節　附属明細書

（附属明細書の構成）

第三十条　附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

2　社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。

一　借入金明細書

二　寄附金収益明細書

三　補助金事業等収益明細書

四　事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書